長野県教育委員会表彰等規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

１　改正の理由

令和６年４月に教育委員会が所管するスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）及び文化財の保護に関する事務を、知事の事務部局に移管したことに伴い、長野県教育委員会表彰等規則で規定する表彰の種類等について所要の改正を行う。

２　改正の内容

（１）スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）の知事の事務部局への移管に伴い、表彰等の種類の規定から社会体育の振興に関する事項を削る。

（２）文化財の保護に関する事務の知事の事務部局への移管に伴い、表彰等の種類の規定から芸術及び文化の振興、文化財の保護に関する事項を削る。

（３）長野県教育委員会表彰等規則の一部改正に伴い、長野県教育委員会事務処理規則　別表第１で規定する委員会に付議する事項のうち、第 12 号の規定を改める。

３　施行期日

公布の日

長野県教育委員会表彰等規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和６年　月　日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第　号

長野県教育委員会表彰等規則の一部を改正する規則案

長野県教育委員会表彰等規則（昭和48年長野県教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第５号及び第６号を削り、第７号を第５号とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（長野県教育委員会事務処理規則の一部改正）

２　長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１の⑿中「、学術及び文化」を「及び学術」に改める。

教育政策課

長野県教育委員会表彰等規則新旧対照表

改　正　案	現　　行
（表彰等の種類及び基準） 第２条　個人又は団体で次の各号のいずれかに該当するものには、表彰状を交付して表彰する。 （１）　教育行政の振興について功績が顕著なもの （２）　学校教育の振興について功績が顕著なもの （３）　学校保健の振興について功績が顕著なもの （４）　社会教育の振興について功績が顕著なもの （削る） （削る） （５）　前各号に定めるもののほか、教育に関し特に功績が顕著なもの ２　略	（表彰等の種類及び基準） 第２条　個人又は団体で次の各号のいずれかに該当するものには、表彰状を交付して表彰する。 （１）　教育行政の振興について功績が顕著なもの （２）　学校教育の振興について功績が顕著なもの （３）　学校保健の振興について功績が顕著なもの （４）　社会教育の振興について功績が顕著なもの （５）　社会体育の振興について功績が顕著なもの （６）　芸術及び文化の振興又は文化財の保護について功績が顕著なもの （７）　前各号に定めるもののほか、教育に関し特に功績が顕著なもの ２　略

長野県教育委員会事務処理規則新旧対照表

改　正　案	現　　行
（別表第１）（第４条関係） 　委員会に付議する事項 （１）～（11）　略 （12）　教育及び学術＿＿＿＿に関する功績者の表彰に関すること。 （13）～（17）　略	（別表第１）（第４条関係） 　委員会に付議する事項 （１）～（11）　略 （12）　教育、学術及び文化に関する功績者の表彰に関すること。 （13）～（17）　略